

国民健康保険税(国保税)について

令和6年度国民健康保険税納税通知書を発送します

令和6年度国民健康保険税(国保税)の納税通知書を7月中旬に発送します。

世帯に国保加入者がいるときは、納税義務者である世帯主に通知を送付しますので、内容をご確認ください。

令和6年度の国保税の税率

国保税は、基礎課税分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分それぞれの①～④を合計したものが1年間の課税額となります。

内 容		基礎課税分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
① 所得割額	国保被保険者の令和5年中の所得に応じて計算	税率	5.92%	1.80% 1.55%
② 資産割額	国保被保険者の令和6年度の固定資産税に応じて計算	税率	10.00%	2.50%
③ 均等割額	国保被保険者数に応じて計算(未就学児は半額)	1人当たり	28,100円	7,500円 8,800円
④ 平等割額	世帯単位で計算	1世帯当たり	18,000円	6,500円 6,000円
限度額(①～④を合計したときの上限額)		650,000円	220,000円	170,000円

※国民健康保険事業の安定的な運営のため、令和5年度から令和9年度まで、資産割を段階的に縮小・廃止し、所得割を段階的に引き上げます。

※令和5年11月以降に出産した方または今後出産予定の方については、申請により国保税の一部を免除します。詳しくはお問い合わせください。

令和5年中所得の申告と低所得者世帯に対する減額

世帯主および国保加入者の令和5年中の所得金額の合計額が一定金額以下である場合、国保税のうち均等割額と平等割額が減額されます。減額を受けるには、世帯主及び国保加入者の確定申告等の所得申告が必要です。 令和5年中の所得金額がなかった場合は、所得0の申告をしてください。

会社の倒産、解雇等の理由で失業して、国保に加入された人に対する軽減 要申請

次の要件に該当している人(非自発的失業者)は、国保税の軽減が受けられます。

要件に該当する人は、「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」を持参のうえ、申請してください。

《対象要件》 ※すべてに該当すること。

- ① 離職日現在で65歳未満であること。
- ② 「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」(いずれもハローワークで発行)の離職理由欄が、右表の番号であること。

離職理由
11. 12. 21. 22. 23. 31. 32. 33. 34

《軽減制度の内容》

対象者の前年の給与所得を、100分の30として国保税を算定します。軽減期間は、離職日の翌日の属する月から翌年度末までです。

問合せ先 国保年金課 保険担当 市役所本庁舎2階 電話 626-1113

市役所開庁日時以外の納税相談日(毎月「広報やいづ」に掲載しています。)

- 相談日: ①毎週木曜日(開庁日に限る)の午後7時まで
②毎月第4日曜日の午前9時から午前12時まで
※日曜日は英語・ポルトガル語・タガログ語・ビサヤ語の通訳者がいます。
- 場所: 市役所本庁舎3階納税促進課
平日は仕事で市役所にお越しになれない方は、ぜひご利用ください。
- 問合せ先: 納税促進課 電話 626-1140



市職員をかたる還付金詐欺にご注意ください!

電話では還付金は戻りません。市職員がATM操作をお願いすることもありません。

新しい保険証の発送について

国民健康保険に加入している人の新しい保険証(有効期限: 令和6年8月1日～令和7年7月31日)を7月下旬に送付します。70歳以上の人には、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を送付します。前年の所得に応じ、医療費の負担割合(2割または3割)が保険証に記載されています。

《70歳になる人は保険証が「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」に切り替わります》

70歳の誕生日の翌月(1日生まれの人は当月)から、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」に切り替わります。

- 12月1日までに70歳の誕生日を迎える方

保険証の有効期限は誕生月の月末(1日生まれの人は前月末)までとなっています。新しい保険証は切り替わる前月に送付します。

- 12月2日以降に70歳の誕生日を迎える方

切り替え後の負担割合がわかるものを送付します。

《75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度に移行します》

誕生日の前月に国保年金課後期高齢者担当から保険証が発送されますので、ご確認ください。

問合せ先 国保年金課 保険担当 市役所本庁舎2階 電話 626-1113

保険証の廃止について【マイナ保険証の利用登録をお願いします】

令和6年12月2日以降、現行の保険証は廃止されます。マイナンバーカードを保険証として使用する「マイナ保険証」をご活用ください。保険証の廃止後でも、令和6年12月1日の時点でお手元にある保険証は有効期限までご使用いただけますので、有効期限が切れるまでは破棄せず保管してください。

マイナ保険証を利用するためには利用登録が必要です。利用登録は「マイナポータル」や医療機関のカードリーダー、国保年金課などで行うことができます。

《マイナ保険証の利用登録をしていない方には「資格確認書」を交付する予定です》

保険証の廃止後、マイナ保険証の利用登録をしていない方には、お手元の保険証の有効期限が切れる前に「資格確認書」を交付する予定です。

《マイナ保険証の利用登録をしている方には「資格情報のお知らせ」を交付する予定です》

マイナ保険証の利用登録をしている方には、ご自身の登録状況を把握することができる「資格情報のお知らせ」を交付する予定です。

詳細は決まり次第、広報やいづや市ホームページ等でお知らせします。

問合せ先 国保年金課 保険担当 市役所本庁舎2階 電話 626-1113

国民健康保険限度額適用認定証及び 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

令和5年8月以降に「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をした人で引き続き認定証が必要な人は更新手続きが必要です。有効期限が令和6年7月31日で満了となりますので、令和6年8月1日以降に更新手続きを行ってください。(8月中に更新のお手続きをされた方は8月1日からの認定証が交付されます)

○ご注意

- ・所得の申告をしていない場合、必ず所得の申告をしたうえで更新手続きを行ってください。
- ・入院など医療費が高額になる予定がない人は、必要になった時に手続きをお取りください。
- ・交付条件…国民健康保険税の滞納がない人
- ・持ち物…対象者の保険証原本、届出人の身元確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証等)、世帯主と対象者のマイナンバーがわかるもの
- ・マイナ保険証を利用する場合、原則として更新手続きは不要です。(非課税世帯で長期入院に該当する方を除く)

問合せ先 国保年金課 給付担当 市役所本庁舎2階 電話 626-1112